

今
回
の
納
税

固
定
資
産
税

第
一
期
分

ふつ まち こう ほう
福 生 町 広 報

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK

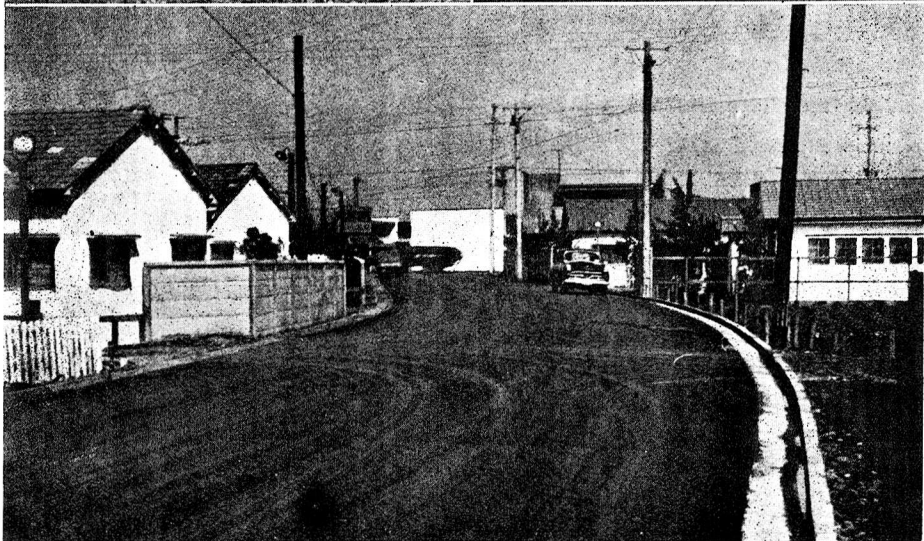
昭和 37 年 4 月 5 日 第 25 号



(基礎工事)



(表層工事)



補助道5号線 (原ヶ谷戸—横田基地) 舗装工事完成

去年の1月15日に着工した補助道5号線舗装工事が780万円(国庫補助6,169,000円)を費して3月20日に完成しました。

この道路は青梅線原ヶ谷戸地区踏切から横田基地に通ずる661米、巾員8米のアスコン舗装したもので、福生町に又1本立派な道路が生まれました。

「みんなで造ろう きれいな環境」

—環境衛生強調週間実施要綱なる—

「冬のハエ、匹は夏の一万匹に相当する」といわれるほどで、発生期前に蚊やハエを撲滅することが如何に効果的であるかということが如実に物語つています。

福生町でも、夏にさきかげて一大清掃運動を展開、環境衛生の浄化徹底をはかるために「環境衛生強調週間実施要綱」をつくりました。皆さんの日常生活を運じての町ぐるみの清掃運動を強力に推進するため絶大な協力を願います。

一、趣旨

町民が健康で明朗な毎日の生活を楽しめるような条件を整えていくためには、まず生活環境を清潔にし、環境衛生の改善向上を図ることが基本的な方策である。このため昭和三十年以降「蚊とハエのいない生活」実践運動をおこし、各町生に衛生協力を設置し、衛生強調に努め、また昭和三十六年より清掃事業の強化を拡大推進してきたところである。しかしこの環境衛生の仕事は町当局と各衛生協力会の積極的推進による中核となることはいまでもないが何と、つても住民の日常生活に密接したことからでもあり、全町民の正しい理解と積

極的協力が基盤となるものであるから、総合的な地区組織活動の推進をもとに環境衛生思想の向上を図るとして、春の大掃除を中心として、清掃、蚊、ハエ、ネズミ等の効率的な駆除の実践活動を推進する。

二、名称

環境衛生強調週間

三、期間

昭和三十七年四月十九日(木)から二十五日(水)までの一週間とし、特に四月二十日は清掃法が制定された日であるのでこの日を「春季特別清掃デー」とする。

四、標語

「みんなで造ろう、きれいな環境」

五、運動の内容

①四月二十二日(日)を一清掃デーとして環境衛生思想の高揚、特に町を汚さぬ運動を展開する。

②大掃除による家屋内外の清掃の徹底ならびに公園及びその他公共施設等の清掃をも図る。

③越冬した蚊、ハエ等衛生害の虫の駆除およびその発生源の除去とねずみの駆除を実施する。

六、運営の方法

①町

イ、本運動について総合企画とその推進を図る。

ロ、本運動について必要な指導を行う。

ハ、本運動実施について各団体の協力を得て、町内の道路、空地、公園、溝渠等不潔になつてゐる個所の徹底的な清掃を実施する。

ニ、清掃法及清掃条例の趣旨等について各家庭、関係機関団体に対し、その徹底を図る。

②町内会及各衛生協力会(団体)

イ、各地域の団体の実情に即した実施計画を作成し、その推進を図る。

ロ、本運動による効果が好果ならしめるため全家庭全員がその立場において具体的な運動を展開するよう指導する。

ハ、本運動に協賛の団体は、それぞれ特色を活かし組織を通じて具体的な運動を展開する。

御注意下さい

一、ごみ(食残物を含む)すべ

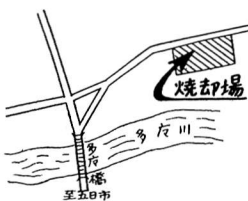
等)の不法放棄は禁止されておりますので必ず指定した場所へ捨て下さい。(別掲案内図参照)

(福生町は昭和三十六年三月一日より清掃法に基く特別清掃地域(福生町全域)に指定され、すべての法律に基く基準があり、違反者については罰則が適用されます。

二、特別清掃地域内におけるすべての者は清掃管理はもろん清潔を保つ義務があります。

もしも自己で処分が出来ない場合は町に申込み処分するようして下さい。(申込場所は役場民生課窓口)

福生町焼却場案内図



火事は 一一九番へ

新団長に 森田正氏就任

福生町消防団役員改選

福生町消防団員は四月一日をもって、左記の通り改選されました。

消防団員は皆様の生命財産を守るための重大な使命を担っています。この目的完遂には、なんといつても、町民各位のご援助がなければ達成できません。今后とも、町民皆さんの絶大なご支援をお願いします。

福生町消防団新役員

- 団長 森田 正
- 副団長 田村 昌一
- 機関主任 森田 秀雄
- 第一分団長 設楽 吾一
- 副分団長 石内 芳夫
- 第二分団長 竹川 登
- 副分団長 石川 伸次
- 第三分団長 斎藤 敏雄
- 副分団長 森田 清
- 第四分団長 中村 益雄
- 第五分団長 木村 和男
- 副分団長 村野 晋三
- 第六分団長 井上 幸一
- 第七分団長 田村 孝一
- 第八分団長 土屋 和一
- 第九分団長 笹本多喜雄
- 第十分団長 町田 慶治
- 副分団長 笹本 亮

1億7326万6435円

前年比4.197万円の増 (一般会計)

昭和37年度予算総括表

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
一般会計	173,266,435円	131,291,350円	41,975,085円
上水道特別会計	40,870,750	32,273,100	8,597,650
国保 //	23,665,100	17,342,900	6,322,200
公益質屋 //	8,867,000	9,165,000	△ 298,000
と 場 //	8,385,000	6,350,000	2,035,000
計	255,054,285	196,422,350	58,631,935

昭和三十七年度予算成立

健全財政の維持と有効適切な支出を主眼に

特別会計総額は八、一七八万円

町長説明要旨

昭和三十七年度予算については、先づ健全財政を維持し、町発展に有効適切な支出をしていくことが主眼に編成いたしました。各課より提出された予算要求額とその財源となる歳入額との調整を二度に亘り行つた結果、本年度の一般会計予算額は一億七三二六万四三五四円となり、昨年に比較して四一九七万六千四百三十五円の増額となつています。これはわが福生町の大きな前進を物語るものと云えます。尚これら当初予算には補助金起債を伴うもので未確定のものも追加予算により実施するものと、この中に含まれていませんので昭和三十七年度の最終予算は二億二千万円に達するものと期待しています。町の発展は年毎に目覚ましいものがあり、本年予算を科目を追つてその主な事業を列挙いたします。役場費において、新たに庁舎建設を前提とした土地買収その他の経費を計上してあります。消防費では消火機、防犯車一台の購入費を計上しました。土木

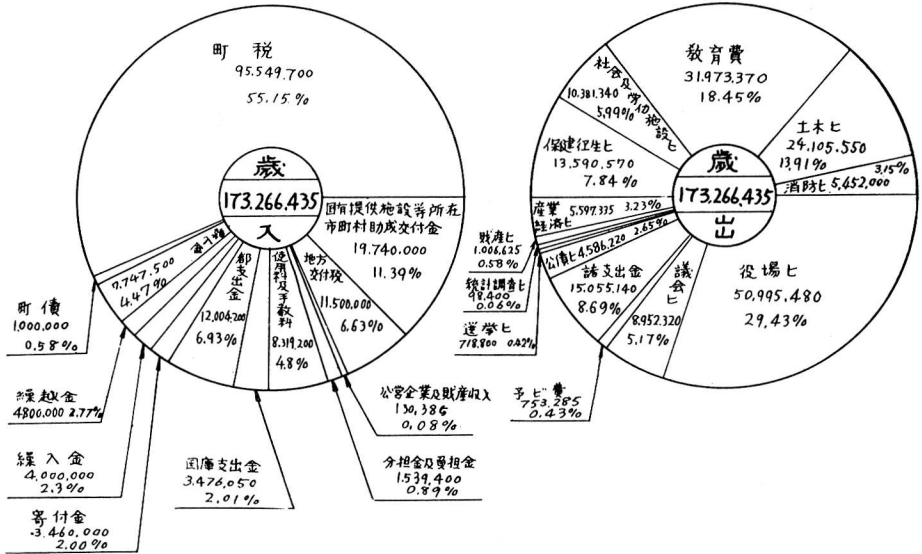
別清掃地域の指定も受けまして特に力を一つ入れてはならない事業の一つであり、本年度は塵芥、ちゆう芥処理に主力を注ぎ塵芥車一台を購入し環境衛生の浄化に努めてゆきたいと考えています。産業経済費では商工振興費にや、増額計上された外は、ほゞ昨年同様の内容となっております。昨年度同様の内容に亘り保護育成を図つてゆきたいと考えています。その他議会費、財産費、統計調査費、選挙費、公債費、諸支出金等も進展する町の歩みにそく応すべき有効且つ適切な予算編成を行いました。これら歳出予算に対応すべき財源としては、町税九、五五五万円、基地交付金一、九五四万円、地方交付金一、五四八万円、国都支出一、五〇二万円等が、主体となつてまして、これらはほとんど算定基礎の下に確保出来る範囲の額におさえまして今後更に増収を期待し得るよう止めてあります。さて昌頭に申上げたとおり、今後補助金、起債等の特定財源により施工を予定している事業といたしましては、庁舎

の建設、第一小、第二小学校の増設、柳山一帯の公園化、五丁橋の架替工事等があり、これらに補助金の必要が、求められ、今後これが確保のために上級官庁等に積極的折衝を行い、事業の実現を図りたいと思ひます。次に特別会計について申し上げますと上水道事業は三十七年度から公営企業法の適用を受けることになり、一段とその充実を期待されて、一段と、昭和三十七年度は第二期拡張工事の最終年度をむかへることになり、その主力を置きまして年毎に増大なる給水要求に、給水事業の万全を期して、二六九万円、その他で四〇、八七五、〇七五円を計上して、六六五、一〇〇円、公益質屋と場会計八、三八五、〇〇〇円、一般会計八、八七五、〇〇〇円が計上されて、まして特別会計の合計額は八、七八七、八五〇円となり、福生町の一般会計、特別会計合せて総予算額は二億五、五〇四万円に達しまして前年と比較して五、八三三万円の増となつております。以上各予算についてその大略を申し上げた次第ですが、昭和三十七年度の諸事業はこの予算に基いて行なわれるわけで、福生町がますます健全な発展を見ますやう町民各位の御援助、御協力をお願い申し上げます。

昭和37年度

福生町歳入歳出予算款別図表

町税は歳入の約55%



町民一人一世帯当りの予算額調べ

昭和37年 2月1日現在

人口 22,816
世帯 5,968

昭和三十七年度予算が成立しましたが、これを各科目別に、町民一人当りと一世帯当りの額を調べて見ますと左表の様になります。

予算額、町民一人当り 七、五九四円
町税負担は 四、一八七円

歳入科	歳入		歳出科	歳出	
	予算額	人当り 一世帯当り		予算額	人当り 一世帯当り
町税	95,549,700	4,187 16,010	議会費	8,952,320	392 1,500
国有提供施設等所在市町村助成交付金	19,740,000	865 3,307	役場費	50,995,480	2,235 8,544
地方交付税	11,500,000	504 1,926	消防費	5,452,000	238 913
公営企業及財産収入	130,385	5 21	土木費	24,105,550	1,056 4,039
分担金及負担金	1,539,400	67 257	教育費	31,973,370	1,401 5,357
使用料及手数料	8,319,200	364 1,393	社会及労働施設費	10,381,340	455 1,739
国庫支出金	3,476,050	152 582	保健衛生費	13,590,570	595 2,277
都支出金	12,004,200	526 2,011	産業経済費	5,597,335	245 937
都支出金	12,004,200	526 2,011	財産費	1,006,625	44 168
寄付金	3,460,000	151 579	統計調査費	98,400	4 16
繰入金	4,000,000	175 670	選挙費	718,800	31 120
繰越金	4,800,000	210 804	公債費	4,586,220	201 768
雑収入	7,747,500	339 1,298	諸支出金	15,055,140	659 2,522
町債	1,000,000	43 167	予備費	753,285	33 126
合計	173,266,435	7,594 29,032	合計	173,266,435	7,594 29,032

社会教育の振興に

社会教育、体育指導両委員を新設

社会教育振興のために四月から次の二つの委員が新しく誕生しました。

☆福生町社会教育委員

社会教育の振興については近頃になってその価値が相当大きく評価されるようになってきています。福生町でも社会教育を重視して、その仕事をやっていたため、新しく社会教育委員会を設置することにいたしました。委員

☆福生町体育指導委員

従来、都の委嘱を受けた体育指導員がいましたが、本年度からは、スポーツ振興法の目的にそつて各市町村独自で体育指導委員を設置すること

になりました。そこで福生町でも九名の人に委員としてその仕事をお願いすることになりました。体育指導委員は、福生町のスポーツの振興を図るためにスポーツ団体や組織の育成、実技の指導及び助言等各種の体育的事業及び行事に協力することになっていま

す。(委員さんの氏名については次号でお知らせします)

赤ちゃんをおもちの

お母さんへ

◎相談室は 牛浜会館です。

熊川、牛浜地区の保育指導員が変更になりました。熊川、牛浜地区の保育指導員が四月より左記の通り変更になりましたので、お知らせいたします。

記

一、乳検 毎月第二水曜日 午後一時三十分より三時迄受付。

ただし、各月に分かれまして、その月の該当者だけになります。(該当者には別途通知書を差上げます)

一、保育相検査 毎月第三水曜日 午後一時三十分より四時迄受付。これは熊川地区乳児人口の増加により新たに開設することになりました。生後十二ヶ月迄の赤ちゃんに、全員ご利用下さい。

- 1 幼年組
- 優勝 トーレン君
- 二位 平瀬健一郎君
- 三位 クニングラム君
- 2 青壮年組
- 優勝 草間敬後君
- 二位 和山高雄君
- 三位 笹本剛君

重大化する少年犯罪

—非行の芽は早いうちに—

(警察庁だより)

警察庁がこのほどまとめた昨年十一月の刑法犯少年の実態調査によると、検挙件数にして約一四万四〇〇〇件となつていて前年同期のそれをじ%も上回つていて、それが示さるゝています。

とくに最近の少年犯罪は、とりわけ、傷害、暴行恐嚇、脅迫などのいわゆる粗暴的犯罪と窃盜がますますふえて、最少年齢グループの激増が特に注目されるのであります。

少年犯罪や非行の防止については、今後とも関係機関、団体を中心に町全体の協力一一致した強力な手が打たれない行ねを迎えるに当たつて、これら年齢層の子供を持つ各家庭も、常に子供の日常の行動にもよく注意され、万一不良化のきざしが見えたときは、警察と連絡をとるなどして非行の芽は早いうちに刈りとりよう努めるようにいたしましょう。

一般的に、少年非行の前兆としてみなされるものとして次の諸点があげられます。

- ①物事にあきらむくなくなり、落着きがなくなつてくる。
- ②これまで知らなかつた友人や異性が外出を誘ひにくる。
- ③外出が多くなり、帰宅がおそくなる。
- ④家族と余り話したからなく、四〇〇、反抗的になる。
- ⑤ことば使いが乱暴になり、時に隠語なども使うようになる。
- ⑥いかがわしい本や写真を見ていることがある。
- ⑦刃物など危いものを持つて回ることがある。
- ⑧家の物を持ち出したり、金使いが悪くなる。

御存知ですか？ 手軽な金融機関

公益質屋

一寸したお金の工面にはお気軽に公益質屋を品物の御利用にはお気軽に公益質屋を

お金の工面は他人にたよらず
自力で手軽な……公益質屋を
御利用なさるのが御便利です。

○貸付 親切、丁寧、迅速、秘密厳守

○質物 衣類、装身具、家具等

○貸付金 一口二万円(一世帯、五万円(最高額))

○利息 一ヶ月三分(千円で三十円です) 二ヶ月に跨つても十六日未達は半月分一分の厘です

○流期 満四ヶ月、入質した日から満四ヶ月の日まで、処分の結果剰余金があればお返しします。

○取扱時間 午前八時半から……午後五時まで、但し日曜と祝祭日は休み。

たばこは町内で

皆さんご存知のとおり「たばこ」には、たばこ消費税という税金がその価格に含まれています。この税金の一部はその「たばこ」を販売した町へ交付金として還元されてきます。福生町に交付される額は年間約一千万円に達しています。皆さんも、たばこは必ず町内で買い求め下さるようお願いいたします。



議会報告 才一回福生町議会定例会 議決事項

追加予算、新予算等

重要議案を可決

●積立金設置について
庁舎改築用地買取事業費積立金四八〇万円

●昭和三十六年度福生町歳入歳出追加更正予算(第五回)今回追加額、一四〇、四四五〇七〇円。累計額、九六、四六三、六二〇円

●昭和三十六年度福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算(第三回)今回追加額四、五二二、二〇〇円。累計額六三、八二五、四〇〇円

●昭和三十六年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算(第三回)今回追加額九、九六〇、〇〇〇円。累計額二〇、八三七、七〇五円

●昭和三十六年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出更正予算(第一回)予算総額変らず

●昭和三十六年度福生町町営工場特別会計歳入歳出追加更正予算(第二回)今回追加額二二、一八四、〇〇〇円。累計額八、五三四、〇〇〇円

●福生町町民健康保険条例の一部を改正する条例

●地方税法の改正により、保険料の負担額算出方法を改めるための条例

●福生町社会教育委員の設置に関する条例(総務委員会修正)

●積立金設置について
庁舎改築用地買取事業費積立金四八〇万円

●非常勤の特別職の職員に報酬及び費用弁償に関する条例

●体育指導員及び社会教育委員委員会新設のための条例

●福生町駐留軍関係離職者等対策協議会条例

●福生町駐留軍関係離職者等施設等を行つたための条例

●福生町水道事業に係る出納その他の会計事務及び決算に係る権限を収入役に行なわせる

●財務関係の権限を町長から収入役に委任執行させるための条例

●福生町水道事業の契約の方法の特例に関する条例

●福生町水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例

●昭和三十七年度福生町歳入歳出予算

●昭和三十七年度福生町水道事業会計予算

●福生町町民健康保険特別会計予算

●福生町公益質屋特別会計予算

●福生町々と場特別会計予算

●寄附受領について

●寄附金額三〇、〇〇〇円以下

下の場合には町長の権限で随時受領できるものとした。

●時借入金
福生町各会計の歳入金に不足が生じた場合に、各会計別に限度額内の時借入金をできるものとした。

●町立福生第四小学校々地買取債について
金三三〇、〇〇〇万円を公債として借入することを承認。

●乗用車(トヨベツト)購入
金九七、九〇〇円。

●測量庁前―基地前配水管埋設工事、金八、八四〇、〇〇〇円。

●プロイガイ水中モーターポンプ購入、金一、二三〇、〇〇〇円

●福生町土地地区西整理事業現況測量、測量面積十五万坪
金一、二〇〇、〇〇〇円

●昭和三十六年度歳入歳出追加更正予算(第六回)今回追加額三、六三二、〇〇〇円。累計額三〇、〇〇〇、九五六二〇円。

小学校校建設 特別委員会を設置

町議会は、本年度着工を計画している役場新庁舎と町立第一小、第二小学校の建設事業について特別委員会を設置して執行機関と充分に協力果的な施工を図ることになり

富士見台町会新役員

新らしく誕生した富士見台町会では去る三月二十五日に本年度の新役員を選出した。次の各氏が決り立った。

会長 伊藤 時雄 基地勤務
副会長 田村 弥三 会社員
鈴木 徳夫 洋服業
会 計 青山 次男 公務員

駐留軍従業員募集お知らせ

左記要領で駐留軍従業員を募集してまいりますのでお知らせします。

一、募集期間 期限なく満員次第締切り

二、募集をする所 神奈川県相模原市矢部新田一、二の二、相模原渉外労働管理事務所(電話 野辺六六、六七)

三、下車駅 横浜線矢部駅下車徒歩五分

四、資格 学歴を問はず十八才以上二十五才の男女(尚各部門毎に多少の制限があります)

五、その他 雇傭条件等詳細については、相模原渉外労働管理事務所へお問合せ下さい。

全国環境衛生週間(4月1日~30日)



4月の 広報のみみ

三月から五月までを強調期間として展開されてくる、関東・中部・近畿・中国では一日から緑化週間に実施して、国土保全のため森林資源の増進についでその効果を強調すると同時に、都市における計画的な環境緑化を重点としていける。(農林省)

▽全国環境衛生運動(一日~三十日) 蚊とハエ、ねずみ等を駆除して生活環境を快適にするため、春季大掃除を中心とした組織活動の一環としてその実施をはかるよう呼びかける。(厚生省)

▽世界保健デー(七日) 世界保健機構(WHO)が定めた記念日で、「すべての人が可能な最高の健康水準に到達すること」という設立目的に基づいて、各国がそれぞれ実情に応じた行事を実施する。広義第一は毎年決されたことに基づいているが、要は一般の保健意欲を高めることにある。(厚生省)

▽郵便週間(二十一日~二十三日) 二十三日の通信記念日(郵便週間)、記念日の発行、展覧会の開催の行事を記念日全国関係機関し、郵政事業の発展発展を行なつてゆく理を全国に周知し、郵政事業の整備を促進してゆく理を周知を要請すること。この週間に併行して郵政後援の切手集めも行われるので、切手集め運動の普及をはかること。(郵政省)

▽春の社会教育週間(二十九日~五月五日) 二十九日の天皇誕生日に始まり五月三日の憲法記念日、五日のこどもの日を含む一週間は、例年全国的に社会教育に關した講演会、展示などのついで、郷土文化の展示その他レクリエーション集会などが行なわれるので、これらを通じて生活文化向上、社会道義の高揚、民主政治に対する正しい理解を努めるよう要請すること。民生日には国旗を掲げるよう強調すること。(文部省)

▽花見どきの犯罪予防(月間) 例年四月になると侵入盗やリボの被害が増加するが、その原因は行楽期で外出が多くなる者の気ゆるみから防犯上の欠陥があるためと思われ、夜間からの侵入、夜間からのまわりを明るくすること、外出時には所持品を時々確認などの注意を喚起すること、なを四月は開放感を催すが多くなるので、この浸淫を青少年を対象として、総括的に「刃物持ち込み運動」の浸淫を促すこと。(警察庁)

▽身体障害者福祉強調運動(下旬) からだの不自由な人々社会へ送り出すために奮起を行なうことを自目的とした身体障害者福祉法の趣旨に基づいて、例年四月下旬各種行事が行なわれるので、これらの人々をお世話をしたる福生町新所と身体障害者更生相談所との間を知りあはかること(厚生省)

▽予防接種普及運動(二十四日~三十日の予定) 伝染病の予防接種は本人のためにももちろん、他人に迷惑を及ぼさないためにも必要となつてきているが、この予防接種を受ける人もあつたない現状にあるので、最近話題の小児ロビを含めて予防接種の普及をはかること。(厚生省)